

## 近況報告

児童支援員補助

相川 健太

最初に挨拶になりますが、利光先生・友永植先生、大学時代の東洋史（東南アジアに於けるイスラーム史と中国の唐・宋時代に官僚機構について）、大学院時代の修士論文の口頭試問と本当にお世話になりました。先生方に教えて頂いた知識は、現代の中国や中東情勢のニュースを理解する時にとっても役に立っています。これからも変わりなくお過ごし下さい。

さて、近況報告になりますが、平成三十年四月に、私は別府市の別府青山・別府翔青高校を退職し、国と市町村が共同して行っているジョブカフェと呼ばれる若者就業支援センターから境川小学校にある境川学童ちびっこクラブという学童保育を紹介され、現在勤めています。学童とは、共働きの保護者の為に子供を預かる保育であり、厚生労働省の管轄になります。運営は、自治体が設置する公設公営と学校関係者が設置する民設民営があり、境川学童は、後者になります。

境川学童は、幼稚園児の預かり保育、第一学童、第二学童と分かれており、児童総数は約50人、従業員はパートを含め10名に

なります。仕事内容は、施設の美化及び児童の健全保育・読み聞かせ、遊びの指導、安全に過ごす為の見守り、宿題に取り組ませる為の声かけがあります。初めは慣れない職場で悪戦苦闘していましたが、周りの方々のフォローもあり、ようやく仕事も慣れつつあります。

さて、学童保育の歴史は子ども達が遊ぶ児童館から辿ると古く明治期まで遡る事が出来る様ですが<sup>注1</sup>、今日の形になったのは昭和二十二年に定められた児童福祉法からです。同法第六条の第二項では、「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」<sup>注2</sup>と定められており、平成二十七年四月には、厚生省が「放課後児童クラブ運営方針」<sup>注3</sup>を策定しました。これは各児童クラブの運営状況を踏まえながらも、全国的な基準として策定されたものです。

具体的には、子どもの立場に立ち、安心して過ごせる場所を創る為に、施設、職員の質の向上を訴えています。

課題としては、専門知識が必要な職業であるにも関わらず、公設公営の常勤職員を除いて一年契約のパート労働者が主であるという事です。共働きの世代が増え、学童の必要性がますます高まっている現代において、指導員の待遇向上も必要になると考えます。

注

(1) 一般財団法人児童健全育成推進財団

<http://www.jidoukan.or.jp/what/support/childrens-center.html>

(2) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六百十四号）

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/)

[ls0500/detail?lawId=323M40000100063&openerCode=1#L](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323M40000100063&openerCode=1#L)

(3) 放課後児童クラブ運営方針―厚生労働省

[mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-koyoutintoujidoukateikyoku-](http://mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-koyoutintoujidoukateikyoku-)

[lkuseikankyouka/0000080763.pdf](http://kuseikankyouka/0000080763.pdf)

平成三十（2018）年三月十二日 月曜日